

令和 8 年第 9 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和 8 年 9 月 2 日（水曜日） 13 時 30 分～15 時 01 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席農業委員： 1 番 茅田 寿志、 2 番 矢野 弥平、 3 番 竹中 裕子、 4 番 田原 俊秀、
5 番 吉岡 薫、 6 番 高畠 千恵美、 7 番 笠村 由喜、 8 番 波戸崎 孝
9 番 飛高 聖悟、 10 番 山田 裕也、 11 番 志賀 憲士、 12 番 池田 駿一、
13 番 山田 美之、 14 番 三又 勝弘、 15 番 樋口 勝典、 16 番 小野 美智子
17 番 塩月 吉伸

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 4 区 吉良 勝彦、佐伯 5 区 笠村 真二、佐伯 6 区 石田 哲也
佐伯 10 区 田村 正信、佐伯 11 区 穴見 房司、弥生 1 区 一瀬 雄二郎、
弥生 2 区 市原 洋一、直川 1 区 簗戸 健、 蒲江 1 区 戸高 浩、

事務局：事務局長 甲斐 宏一、総括主幹 山田 祐郎、副主幹 伊東 顕雄、副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子

農 政 課：副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

定刻になりましたので、ただいまから令和8年第9回佐伯市農業委員会を開催いたします。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は17名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件ある推進委員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせします。

本日推進委員の出席を要する議事は、(1)議案第21号から、その他の1、非農地証明願についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席していただいて結構です。

それでは茅田会長よりご挨拶申し上げます。

(会長)

皆様こんにちは。

暑い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

8月の第1班の推進委員の皆様、利用状況調査本当に暑い中ありがとうございました。

何事もなく無事終わったと聞いております。

また、今日この後第2班の研修会があり、9月の残暑がある中でまた1ヶ月、利用状況調査お願いしたいと思います。

8月の27日ですね、佐賀市農業委員会の農業委員27名と事務局が視察に来ていただきました。その中で、タブレットの活用についてと非農地判定の運用、農地耕作放棄地の解消についての3つのテーマで、2時から3時半の予定だったんですが、なかなか耕作放棄地解消の取り組みについて、一瀬推進委員さん、塩月委員さんからいろいろ説明をいただきまして、質疑応答が30分以上あり2時間ほどかかりました。

お互い同じ問題を抱えておりまして、2時間、両市良い研修ができたと思っております。

本当に事務局の方、準備大変だったと思います。ありがとうございました。

さて早期の米の収穫も終わったと思いますけれども、農協が示した単価、本当、蓋明けてびっくりするような半値の金額で、生産コストは2万500円かかる中で、1万7,400円ぐらいしか農協が買い取らないと、普通作については1万6,000円ではないかと言われております。

天候も猛暑の中、そして水不足で収益も落ちてくると思います。

2日前、年金の研修会があつて県北の友達と会って話をした中で、院内の友達は、茅田君、俺もう2ha刈りましたよ。宇佐の方も、ため池はもう空よと。

本当、明日明後日の雨を皆さん待てるような状況で、今朝の新聞にも、石川君が大分合同出ましたけども、もう稲が枯れていくのを見るだけですと悲痛な表情で写真が出ておりました。

本当今年度、農業生産者、私たち水田農業におきましても施設園芸の皆さんも、やっぱり高温で、多分収益が落ちていると思います。本当厳しい。単価も上がらない。生産費は上がる。

こんな厳しい年度はないんじゃないかと思っております。

その中でも、やっぱり農業を続けていかなきゃならない。やっぱり体だけは健康であるよう気をつけながら、今後、農業、そして、農業委員の仕事に励んでいただければと思っております。

本日はありがとうございます。

(局長)

ありがとうございました。

これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それではこれより議事を進行いたします。

農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名いたします。

議事録署名人を6番、高島千恵美委員。7番、笠村由喜委員お願いいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いいたします。

(局長)

着座にて説明させていただきます。

議案書の2ページをお開けください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、24,948㎡です。

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、4,867㎡です。

議案第21号から22号に関する合計件数は12件、合計面積は、田が7,218㎡、畑が22,597㎡で、総合計面積は29,815㎡です。

以上のとおりです。

慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より、件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で柿とキンカンとシキビを栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻で行う予定とのことです。

売買で農地を取得した後はレモンを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は5.66aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして戸高推進委員お願いいたします。

(戸高推進委員)

問題ないと思います。

(会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の2番について、事務局の説明の後、笠村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は、現在埼玉に住んでいますが、申請農地の隣にある家を購入することになっており、9月中に佐伯に転入する予定となっております。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行うとのことです。

売買で農地を取得した後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は2.07aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして笠村推進委員お願いいたします。

(笠村推進委員)

はい。特に問題ないと記しております。

(会長)

はい。事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について、事務局の説明の後、小野推進委員が欠席のため事務局より意見をお願いいたします。

（事務局）

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で、米と果樹を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻と親戚の計6人で行うとのこと。

売買で農地を取得した後は、栗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は72.16aとなります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

（会長）

推進委員の意見書をお願いいたします。

（事務局）

推進委員からも特に問題ないという意見をいただいております。

以上です。

（会長）

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をお願いいたします。

はい。矢野委員。

（矢野委員）

2番矢野です。

この〇〇という方は以前、宇目の土地も大分買ってるわけですけど、栗を植えてないんですけど、本当にするんだよな。

いや、自分はある程度良い田じゃなかったから栗を植えてくれるのは文句ないんですけどね。

こういう悪い土地を買って栗を植えてくれて大変嬉しいんですけど、やるんかなと。

（会長）

事務局。

（事務局）

はい。事務局から説明させていただきます。

この土地、3条で今ちょっと草生えてるんですけど、現地確認のときに委員さん、そして、事務

局から、本当にするんだらうかというところの意見をいただきました。

その時に、その申請の受任者であります方に連絡をとりまして、事務局まで来ていただいて、本当にする意思があるのか、そして取付道もあり管理がよくなかったんです。

その時に取付道も悪いし、管理もできてないけど本当にするんですかっていうことを確認して、しっかりする、取付道の管理もしっかりするというので、この許可がおりた場合には、一筆書いていただいてしっかりここで耕作をするという確約をもらうようにしております。

事務局から以上です。

(会長)

はい。矢野委員、何か。

(矢野委員)

ありがとうございます。そういうことであれば別にございません。

ちょっと不安になったもんですから。何せ、行ってみるとわかるんですけど。

うちの方の事務局が中に入ってくれてんなら、ありがたい話だと思ってます。

以上です。

(会長)

はい。山田委員。

(山田委員)

補足をいたします。

これ私と、それと池田委員で現地確認をいたしました。

すいません事務局、1番からもう1回写真をゆっくりお願いします。

ここが1つですね。4683かな。

2枚目いってもらっていいですか。この辺は大体道路から見るができるんですね。

もう1枚、3枚目もいい。ここも同じですね。

4枚目お願いします。ここも一緒です。ここが上2段のところになります。

そのあと、5、6、7、この辺がですね、道が全くなくて、藪の中を通っていくような。ごめんなさい、私行けませんでした、残念ながら。男性陣で行っていただいたぐらい、本当にすごいところだったので、これは委員として、もちろん購入する方々、もう行ってないんじゃないかなっていう疑義があったので、先ほどの意見を申し上げた次第です。

事務局の方で話をしてもらって、代理人の方から、きちっと一筆、誓約書のようなものが出ることだったので、了承したわけなんですけれども、本当にここをきちっとしていただきたいなというところが、現地確認を担当した委員からのお願いでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

事務局、よろしいですか。

3条許可後、購入者にちゃんと説明して、確約をとるということでお願いしたいと思います。

(事務局)

はい、わかりました。

(会長)

志賀委員。

(志賀委員)

これ栗を植えるとなると、補助の関係とかがあるじゃないですか。

今、宇目一生懸命栗植えてしよる。この辺の申請とかいうのはもうあがっているんですか。

(会長)

事務局。

(事務局)

はい。事務局からお答えします。

その補助を受けるかどうかというところにつきましては、こちらはちょっと確認はまだ取れておりません。

(会長)

はい。飛高委員。

(飛高委員)

9 番、飛高です。

あれかなあ、申請の仕方として、3 条の許可がおりたからその確約書をもらうっていう順番がいいんかな。

やっぱりその 3 条の許可を出せる条件として、その確約書が添付しておるっていうんが先じゃないかと思うんですけどどうでしょうか。

(会長)

事務局。

(事務局)

はい。それではお答えします。

私も事前にもらえればよかったんですが、現地確認が 28 日ですかね、佐賀の視察があった関係で 1 日ずれたんです。

それから現地確認に行って、夕方、代理の方を呼んでいたんですけど、今日までに間に合わないということで、そしたらもう許可が出たらすぐ出してください。

それと引き換えに許可書を交付しますという話をしていますので、今回は事後の誓約書の提出になりますが、本来であれば、申請書と一緒に出していただくことが正しいのかなというふうに思います。

(会長)

矢野委員、何かご意見。

はい。三又委員。

(三又委員)

そういう話でありますんで、これ許可がおりて、向こうの申請書出すならですね、次回の農業委員会でちゃんと報告してください。

もうこれ1ヶ月経ったら、大概忘れてしまうようなことになりますんで。

その辺をちゃんとして、それでできんかったらもう差し戻しぐらいのことをせんと悪いと思いますんで、お願いします。

(会長)

それと志賀委員から補助金の関係の質問が出たんですけれども、それについてもどうするのか、管轄は農業委員会じゃないんで、当事者に確認をして、次回の農業委員会に報告するということをお願いできたら。志賀委員、そういう方がいいでしょうか。

はい。矢野委員。

(矢野委員)

はい。2番です。

今日はこれを一応通すと、みんなもいいよと。それで、その後書類がついてくると。

これをそれまで待ちますか、1ヶ月くるまで。もう来んってそんな意味じゃないんよ。

でも、初めに言ったように書類を出してくるのが本当の事なのに、先に許可して、後から書類が来るっておかしいんじゃない、まず。でもそれでいいわ。いや、でもやっちゃうわけ。

先に通しておいて、後から書類がいくわ。それはちょっと今後困ると思う。

これ皆さんがどう考えるか知らんけど、私としては、やっぱ先に書類をピシャッとそろえる。

別にこれ今日明日絶対せないけんちゅう事業じゃねえと思うんやわ。

もう緊急性のない、この土地であれば。できることなら書類がそろって、私たちが気持ちよく手を上げたいと思うんですわ。

私はこう思います。

(会長)

矢野委員より、今回保留で、書類ができて次回の農業委員会で審議をするという意見が出たんですけども、それについてどうでしょうか。

皆さん。はい、笠村委員。

(笠村委員)

7番、笠村です。

今矢野委員が言ったとおり、まず、同意書をいただいた上で審議する方が筋だと思います。

(会長)

他にないでしょうか。

事務局。

(事務局)

はい。ちょっとその緊急性があるか、補助をもらわないといかんから、名義変えとかないといけんとか、ちょっと確認をします。

(会長)

ただいま笠村委員からの提案でですね、書類ができた後に審議をするということで採決をしたいと思います。

はい。飛高議員。

(飛高委員)

栗の苗に対しての補助金かな。

周りの猪や鹿が入る有害駆除の防除というのはどうやってするんや。

補助があるならあるでしとかと、これだけあちこちするって言うたら。

蒲江に来れば漁業の網があるけれど。

以上です。

(会長)

池田委員。

(池田委員)

池田です。一応現地確認したところ、柵は草で見えないんですけど、柵はありました。

どの圃場に関しても柵はあって、人が歩くところも柵と扉が一応あったので、ここ道があるなど言うことで現地の方行けたんで、害獣の方に関しては問題ないとは思いますが。

(会長)

今申請してる栗を植えるということで、補助もらうかもらわんかはこの農業委員会が審議する問題ではないと思いますんで、笠村委員からのそういう提案で、書類が出た後、10月の委員会にかけて審議するということで採決をしたいと思いますがいいでしょうか。

では、今回保留で、書類が出た後再審議するということで、賛成の方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、決定いたします。

続きまして、3条の4番について、事務局の説明の後、實戸推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と内縁の妻の2人で行う予定とのこと。

売買で農地を取得した後は、ビワといちじくを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は6.47aとなります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(事務局)

続きまして、簀戸推進委員のご意見をお願いいたします。

(簀戸推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

事務局からの説明また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番についてこれより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。山田委員。

(山田委員)

はい。13番山田です。

ここも現地確認を、私と池田委員で行いました。

これ、大きい道路に面したところで、まず栽培するびわとイチジクですね。これが果たしてこの土地に植えてふさわしいものかどうかという、ちょっと疑念もあったのと、あと、それから野菜を作っているというような感じで、申請書を見たところ、1,992㎡のところに、トマトとかキュウリとか、そういう何かちょっとした野菜を植えるっていうちょっと書類の書き方にも疑義を覚えたので、私のほうでちょっとどうなのかなという質問をしました。

その回答を事務局の方からお願いしたいと思います。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

一応本人とも話をしたんですけども、もう年なので、びわとイチジク、もうそれで栽培しますわって。売買した後はそれ植えますわっていう形でお話を聞いております。

(会長)

もう一度、お願いします。何かはつきりわからなかったんで。

(事務局)

ちょっと本人と話をしたんですけれども、
もうびわとイチジクで、売買で取得した後はもうそれを植えますということで、譲受人の方からお話を聞いております。
以上です。

(会長)

山田委員。

(山田委員)

はい。ちょっと私の質問に対する回答ではないのかな。
現地確認をした後に聞かれたんですかね。
事務局お願いいたします。

(事務局)

した後に聞きました。

(山田委員)

あと、もう1点ですね、今この赤枠があるんですけれども、奥の方がもっと下がってて、もっと法面があって、もう少し奥に行く。
なので、この辺もちょっと事務局にはお願いなんですけれども、きちっとした正確な情報を皆さんにお願いしたいと思います。
平米数が236。これだけ見るとそんなに大きくないんです。ここの赤枠だけだとそんなにない。
もっと奥があるっていうところで、もう少しきちっとした情報のご提供をお願いしたいと思います。

(会長)

事務局。
もう他の写真はないんですかな。

(事務局)

ないです。

(会長)

はい、飛高委員。

(飛高委員)

担当は伊東さんだけど、事務局の中の全体としてどういうチェックっていうのかな、しよるんかっていうのも疑問になるんじゃないの。
農業委員会に出す以上は、やっぱり農業委員が見て、これなら3条を許可していいというような

感じでおそらく出しよるというようなことで、農業委員は議案に臨むと思うんや。
だけど山田さんが質問したことからすると、何も解決してないっていうんかな。常に疑問を持ってないから、現地にいた人じゃないとわからんような議案の中身になると思うんや。
だから農業委員が現地に行って確認をしたことに対して、農業委員と推進委員から意見を聞かんといけんっていうふうになりかねんもんな。

（会長）

結局、何か野菜も、という話もあったんですか、山田委員。

（山田委員）

その申請書の中には、1,992 平米だったかな。

ちょっと数字は定かじゃないんですけども、かなり広い土地の中に、キュウリとトマトと、あと何かもう 1 個で 3 つぐらい。そんな広い土地の中にそんなにトマトとかね、そういうのを作るとっていうのは非常に考えにくい申請書でした。

農機具についてもちょっとあれって思う、書き方が農業やられてるような方の書き方じゃなかったんで、ここに、イチジク、びわっていうのもあって、とりあえず、これ申請出せばいいのかなっていう雰囲気が読み取れたので、もう 1 回確認してくださいねっていうふうに事務局にお願いしたところです。

（事務局）

いいですかね。

（会長）

事務局。

（事務局）

申請ではですね、1,992 平米っていうような形で書かれてたんですけども、後で見たときに野菜が、411 平米。今植えてる所がですね、411 平米ということで。

一応こちらの方の形で出した申請書自体はこの形ですけども、調べたら 411 平米ということで、今、把握しております。

（会長）

はい。山田委員。

（山田委員）

1,992 平米っていうのは、今実際に譲受人がしている土地なんですね。そこの一部にトマトとかキュウリとかの野菜を植えていると。

多分それが 411 平米って言ってるんですけども、411 平米というのもかなり広い土地であるっていうのが 1 つ。

それと地目。1,992 平米の地目が田でした。

その上に、トマトとかキュウリとかを作ってるっていうところもあったので、少しちょっと今までの申請状況と違うのでおかしいかなというふうに思っています。

もし、ここで何かをするのであれば、こういうところはこうだよっていうご指導を含めたね、事務局の方から言ってもらってもいいのかなっていうのを感じたというところです。

(会長)

山田委員、今回のこの 236 平米の申請の土地は。

(山田委員)

はい。そこにはびわとイチジク。

(会長)

それについては異議がない。

(山田委員)

意義っていうか、だからそのすごい通りの面に、果たしてびわとイチジクを本当にするんですかっていう事実を 1 つ聞いたっていうところです。

あまり農業の方に詳しくない方なのかなというふうに思ったので。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

転用の担当ですが大良がちょっとお答えさせていただきます。

まず 8 月 28 日の農業委員さんの現地調査後、午後にですね、甲斐局長、山田総括、そして伊東さんと私の 4 名で、別室でこの現地調査の後こういったお話がありましたと、会議を持ちました。その中で、この農地について、本人たちがどこまでびわをやる気かっていうのを確認をするということがあったのと、ちょっとこれは申請者の方に失礼なのかもしれないんですけど、万が一、3 条で終わったあとびわを植えずに駐車場になってた、資材置き場になってた、そういったことがあってもいけないので、本人確認を行い、ちゃんとびわを植える気があるのか、どうするのかっていうところを確認しようとなりました。

その後、伊東の方が本人に電話をしたんですが、ちょっとお忙しかったみたいで、後日電話するというので、31 日の月曜日にご本人から電話がありました。

その際、伊東が本人確認を行ったところ、ちょっと流れで私にお電話変わりました。

そこで、これは申請者に対して失礼なんですけど、必ずびわを植えられますよねっていうところを確認し、かつ、他の用途、言ってしまうと資材置き場とか駐車場とか、他の用途では考えられてないですねっていうところを念押ししております。

その中で、今回 3 条申請して、ちゃんとびわ等を植えるということは口頭ではありますが、確認を取っておるところです。

よろしくお願いします。

(会長)

山田委員良いでしょうか。

はい。それでは他にないでしょうか。

(吉岡委員)

今〇〇か、この方が持たれてる農地が1,900 平米でしたかね。

そういう話でしたけれど、この表を見る限りは、取得後の総面積が6.47a で、換算してみたら、647 平米ですかね。

私ちょっとよくわからなかったもので、a と平米の関係がですね。

この表が間違っておるのか、ご本人の申請が間違っておるのか、確認していただきたいんですけども。

(事務局)

申請に書かれてる数値に誤りがあります。

(吉岡委員)

この数字が正しいわけ、6a というのが。取得後の総面積が6a というこの数字が正しいわけ。

(事務局)

6.47a っていうのが正しい数値です。

(吉岡委員)

取得前が400 平米。4a。もうほぼすべてを野菜に使ってたということ。

(事務局)

そうですね。

(吉岡委員)

そういう話だったんですね。

(波戸崎委員)

ちょっと、ちょっとすいません横からよろしいですか。

田が、1,990 幾つっていう数字が出てたと思うんですけど、ほぼ20a ですね。

何て言うんですかね、耕作面積が3条にあがってきたものと足すとですね、20a 超えると思うんですけど、ここには、647 平米しか書いてないんですよ。

これどうかなっていうのも、ちょっと疑問に思うんですけど。

(会長)

事務局。

(事務局)

台帳で調べてる中でですね、この方3筆かな、持ってたんですけど、その中に田んぼで、非農地で通知出しているものがありまして、その部分の数値を引いているということで。非農地通知が出た分の面積ですね。

(会長)

はい。山田委員。

(山田委員)

はい。現地確認をした委員からすると、その申請書を見させてもらって、これこれこうだという数字が出てました。今のお話初めて私ども聞いてます。

その辺のきちっとした数字は出してもらわないと、ここの審議の場では、非常に資料不足になると思うので、それはちょっと今日許可を出せるかどうか書類の不備になるんじゃないかと。

先ほど波戸崎委員からの指摘があったとおりでと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

今山田委員より、書類の不備があるんでこれ以上審議はできないんじゃないかという意見が出ました。やっぱり、耕作面積が6.47。実際の面積と、結局違っていれば、今、審議に出てる236平米は問題ないと思うんですけども、全体として、この議案に不備があると思います。

このまま審議するのか、保留にするのか、ご意見お伺いしたいと思います。

飛高委員。

(飛高委員)

さっきも言うたんですけど、これは事務局全体の問題があると。

だから、それで、この3条の4を次回に回すのがいいのか。3条の3もそうだけど、事務局内でも取扱について考えた方がいいんじゃないかな。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

すいません。今のお答えをできる立場にございません。

ただ、書類については私の方も今後重々チェックして、出していただくように気をつけたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

この議案にあがった土地については問題ないと思うんですけども、申請書類の耕作面積合計のところやっぱり何か、委員さん不信感を持っている状況なんで。

事務局。

(事務局)

よろしいですかね。

取得後の耕作面積が 6.47a となるんですけれども、その内訳がですね、これまでも持っていたのが、畑が 2 筆あって、1 筆が 290 平米、もう 1 筆が 121 平米。

それで今度、売買で取得する畑が 236 平米。合計が 647 平米。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

いいですか。申し訳ないです。

現地調査の際にですね、調査している推進委員さんにですね、数字を修正してないまま渡していただきましたんでですね、そこが今のちょっとトラブルの元となっていると思います。

申し訳ないです。

(会長)

山田委員。

(山田委員)

私たちが見た資料は修正前の資料を事務局が出していたので、それを元に池田委員と現地調査に行きました。

ただ、数値を修正したものが出ているらしく、それが 411 平米の畑。

そこに先ほど私が申しあげましたトマトとかきゅうりの野菜を植えているとのことでした。

1,992 平米、これはもうすでに非農地証明を出されてるっていうことでよろしいんですかね。

(会長)

はい。

今事務局の説明で、1,992 平米は、非農地証明が出てるのを引いて、再修正した中で 647 平米で、合計が合うということで、皆さんご了解していただけますでしょうか。

はい。それでは意見、かなり出たと思いますので、これより、取りまとめたいと思います。

よろしいでしょうか。

3 条の 4 番について賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成ということで、許可いたします。

続きまして、3 条の 5 番について、事務局の説明の後、小里推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で、野菜とブドウを栽培しているとのことでした。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と父と母の３人で行う予定とのことです。

売買で農地を取得した後は、ブドウ栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 370.35a となります。

今後農業を行う上で、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。続きまして、小里推進委員お願いいたします。

欠席なので事務局よりお願いします。

（事務局）

担当推進委員からは特に問題ないとの意見はいただいております。

以上です。

（会長）

事務局からの説明また担当推進委員の意見書がべられました。

それでは３条の５番について、これより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは３条の５番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして３条の６番について、事務局の説明の後、吉良推進委員の意見をお願いいたします。

（事務局）

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

この後も５条の申請で説明あるかと思いますが、５条の申請でこの申請農地の隣に住宅を新築する計画を持っています。

農業経営に必要な農機具は、所有しています。

農業は、譲受人と妻で行う予定とのことです。

売買で農地を取得した後は、住宅を建てる際基礎工事で用いた土を約 30 cm 盛った農地に野菜と果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 0.43a となります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

続きまして、吉良推進委員お願いいたします。

(吉良推進委員)

はい。お答えします。

問題ないと思います。

特にですね、先ほどこっちと問題になっとった誓約書か、そういうような文章もついて、最低3年以上は耕作の事業を行うと。そういう文章もついてることですので、問題ないと思います。

(会長)

ありがとうございます。

事務局からの説明また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないという声がありました。

それでは、3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する6件の審議を終わります。

それでは、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案、4ページの5条の1番について、事務局の説明の後、吉良推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。農業委員会大良です。

5条について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

申請地は、都市計画区域の用途地域、準工業地域に指定される第3種農地の畑です。

今回新しい農業委員さん、そして推進委員さんも見えられてますので、ちょっとこの農地の区分について触れさせていただきます。

こちら、航空写真のちょっと紫がかった色がかかっておるんですが、これが都市計画区域内の用途地域を、この色かかっているとところが入ってますよというものになります。

で、市が所有する航空写真で確認が取れておりますので、こちら第3種農地という区分になります。

では、説明のほうに戻させていただきます。

こちら申請の用途は一般住宅となっております。

申請者は、借家に居住しており、家族が増え手狭となったため、住宅を新築する計画です。

申請地には、建築面積、57.52平米の木造2階建て住宅を建築する計画です。

また、自家用車の、駐車スペースとして2台分を確保します。

整地を行う計画ですが、土砂の流出、崩壊に注意して施工するとのこと。

生活排水や汚水は浄化槽で処理し、隣接する側溝に流します。

雨水は自然流下並びに側溝に流れます。

なお、すでに砂利などが敷設されているため、始末書が提出されております。

水利権があり、小田堰土地改良区の意見書が添付されており、農地転用に係る協議が整い、差し支えないとのこと。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。
よろしく申し上げます。

(会長)
続きまして吉良推進委員お願いいたします。

(吉良推進委員)
はい。問題ないと思います。

(会長)
はい。事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで許可したいと思います。
続きまして5条の2番について、事務局の説明の後、吉良推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)
はい。5条の2について説明させていただきます。
都市計画区域の用途地域、第2種住居地域に指定される第3種農地の田んぼです。
こちらが、その画になります。この橙色で色が変わってるところ、これが都市計画区域内の用途地域区分としまして、第2種住居地域の指定の範囲内の画になります。
では、申請内容の説明に戻ります。
申請内容は、駐車場の用途によるものです。
借人は駐車場が不足しているため、新たに設置する計画です。
借人は、申請地に不足している従業員用の駐車スペース、23台分を確保します。
なお、進水式などの行事の際も駐車場が不足するため、本申請地の活用を考えています。
また、農地以外の隣接する鶴望字羽山4958番9、地目が宅地。鶴望字羽山4960番1、地目雑種地も、駐車場として活用するとのことでした。
工事はすでに行われており、土砂の流出・崩壊の恐れはありません。
雨水は自然流下します。
そして今、説明させていただいた通り、工事をすでに実施しているため、始末書が提出されております。
水利権はございません。
許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。
よろしく申し上げます。

(会長)
続きまして吉良推進委員お願いいたします。

(吉良推進委員)

はい。問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の3番について、事務局の説明の後、吉良推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

5条の3について説明させていただきます。

申請地は、都市計画区域の用途地域、第二種住居地域に指定される第3種農地の田んぼです。

こちらがですね、用途地域に指定されている区分の範囲内ということの確認であります。

では、申請の説明に戻らせていただきます。

申請用途は一般住宅となっております。

先ほど、第3条の6で説明のあった譲受人がこちらに住宅を建てる計画となっております。

譲受人は家族が所有する住宅に住んでいますが、家族が増え手狭になったため、申請地に住宅を新築する計画です。

申請地には、木造平屋建て、建築面積93.16平米の住宅を建て、駐車場としてカーポートを設置し、住人用に2台、これとは別に、来客用に2台、計4台分のスペースを確保します。

また、家庭菜園なども設置し、花、野菜などを栽培する計画です。

盛土などの造成工事は行いません。

住宅を建築する際は、土砂の流出、崩壊に注意しながら施工するとのことでした。

生活排水及び汚水は浄化槽で処理し、隣接する側溝に流します。

また、雨水は自然流下並びに隣接する水路を流します。

なお、すでに砂利が敷設されているため、始末書が提出されています。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

よろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、吉良推進委員お願いいたします。

(吉良推進委員)

はい。別に問題ないと思います。

ただちょっとですね、意見はあまり言ったらいけないということやけど、担当の推進委員の立場からちょっと意見言わせてもらおうと、これ、私とこで現地確認をしたのが8月28日。

その前に書類をちょっと私がうっかりしとったんか、郵便受確認してなかったんだけど、その前の日に、ちょっと郵便受け開けたら入っとった。

ひょっとしたら、2, 3 日前送ってきたのかもしれないんだけど、書類を送ってきていただいて、現地確認をする間合いがちょっと短いようにある。

確かにこれだけの書類を事務局もそろえてするのも大変な作業だと思います。

締め切りが 15 日になってるはずなんだけど、先ほどから書類をちゃんと通ってなかったら、もうそれは駄目やないですかって、笠村委員さんからも言われてたんやけど。

もし現地調査をするには、せめて 3 日、5 日ぐらい欲しいんやな。

都合もあるし、見に行つて本当に怪しいときは周りに聞いたりするようなことの作業もおきてくんで、事務局も忙しいと思うけど、できたら 5 日、最低 3 日ぐらい前には、推進委員に届くようね、お願いしたい。

そのために事務局は非常に忙しいんであれば、もう少し合理的なことの作業も考えてされてもいいかなと。

これ意見ですけど、そういうふうに思いました。

これちょっと余分で申し訳ないです。そういうことです。

(会長)

はい。

ただいま吉良推進委員より、事務局の方に要望として、もう少し早めに資料を送っていただきたいと。そうすれば対応もいろいろできるので、今後そういう方向で検討をお願いしてもらいたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(事務局)

はい。頑張ります。

(会長)

はい。よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま事務局からの説明、また担当推進委員の意見が述べられました。

それでは 5 条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとのご意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 5 条の 4 番について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5 条の 4 について説明させていただきます。

申請地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地です。

この概ね 10ha 以上の一団について少し説明させていただきます。

こちら図のように、平地で農地から農地の移動が容易で、このように管理を行いやすい農地がまとまって概ね 10ha 以上存在する農地を、国の規定に基づき第 1 種農地として判断しております。

こちら、見えますでしょうか。赤枠で囲って、青のラインを入れておるところ。

ここの面積の合計が約 14.7ha となっております。

なので、10ha を超えるため、国の規定により第 1 種農地と判断を行っております。

では、5 条の 4 の説明に戻ります。

申請地は、駐車場としての用途による申請です。

借人は、佐伯市が所有する下堅田地域コミュニティセンターの駐車場が不足しているため、施設に隣接する申請地に駐車場を設置する計画です。

下堅田地域コミュニティセンターの利用者様の駐車スペースが不足しており、また、日頃の活動や、特にイベントの際、支障をきたしている状況です。

それを解消するため、申請地に新たに 18 台分を確保します。

造成工事は行わず、区画線などの設置は行わないため、現状のまま利用する計画です。

土砂の造成工事は行いませんので、土砂の流出はないと思われます。

雨水は自然流下並びに排水側溝に流れます。

水利権については、水利を管理する地元泥谷区から、転用は差し支えないとの意見書が提出されております。

許可基準は、第 1 種農地の許可基準に該当いたします。

よろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、田村推進委員お願いいたします。

(田村推進委員)

問題はないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5 条の 5 番について、事務局の説明の後、簗戸推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第 2 種農地の畑で

す。

農地区分の根拠の説明ですが、こちらですね、ちょっと見えますでしょうか。

真ん中が緑で囲っているところ、ここが申請地なんです、この周辺に、農地がありません。

また、申請地は過去、公共事業等で区画整理等を行っている農地でもありませんので、生産性の低い、第2種農地の畑という判断をしております。

では、申請の内容に戻ります。

申請は山林としての用途によるものです。

譲受人は、クヌギを植林し、山林として管理する計画です。

申請地には、すでに令和3年2月頃にクヌギを25本植栽し、現在15本が残っております。

すでに事業を実施しているため、始末書が提出されています。

事業実施済みのため、造成工事はいりません。

そのため、土砂の流出崩壊の恐れはありません。

また、雨水は自然流下します。

水利権はございません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

以上よろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、簗戸推進委員お願いいたします。

(簗戸推進委員)

特に問題はないと思われま。

(会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の6番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の6について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

区分について説明させていただきます。

こちら、緑の色を入れておところが申請地の3筆になりますが、こちら右手の方に若干農地はあるものの、まとまった集団性のある農地という判断になりませんので、第2種農地という判断をさせていただきます。

では、申請内容に戻ります。

申請は資材置き場の用途による申請です。

譲受人は、既存の資材置き場のスペースが不足しており、資材置き場を新たに設置する計画です。

申請地にはコンクリート殻をリサイクルした再生コンクリートの置場として 150 m²のスペースを 2 箇所、重機類の設置場所として 70 m²のスペースを 2 箇所確保する計画です。

整地工事を行います。工事の際は、土砂の流出、崩壊に注意して行うとのことです。

雨水は自然流下します。

なお、申請地に隣接する住宅の住民には、申請地に資材置場を設置することを口頭で説明し、了解を得ているとのことです。

水利権はありません。

なお、この申請地につきましては、今年 3 月の農業委員会総会の農振農用地の計画変更、農振除外の中で説明をさせていただき、了解を得ていた農地が農振除外を受けたことにより、今回申請があがってきたものです。

失礼しました。そして許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当いたします。

以上よろしく願いいたします。

(会長)

続きまして、市原推進委員お願いいたします。

(市原推進委員)

はい。周りが住宅地でちょっと気掛かりではあったんですけど、資材置場ということで問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 6 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 6 番について、賛成される方の挙手を求めます。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第 5 条に関する 6 件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第 21 号、農地法第 3 条の 5 件につきましては、許可したいと思います。

議案第 22 号、農地法第 5 条の 6 件につきましては、許可したいと思います。

続きまして、その他の項目の 1、非農地証明願についてを議題といたします。

番号 1 番について事務局の説明の後、笠村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 1 番を説明いたします。

申請地の調査は 8 月 21 日に担当区の笠村推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字戸穴の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりで、今回 3 条の 2 番の申請地の隣接地です。

本申請地は、昭和 48 年ごろに、農地法の許可は得ずに建物の敷地として利用しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして笠村推進委員お願いいたします。

(笠村推進委員)

はい。特に問題ないと思っております。

(会長)

はい。事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとのご意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 1 番について、賛成される方の挙手を求めます。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

番号 2 番について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 2 番の説明をいたします。

申請地の調査は 8 月 18 日に担当区の田村推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字堅田の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は令和 4 年頃から耕作放棄されたため、樹木等が自生し山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-4 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、田村推進委員お願いいたします。

（田村推進委員）

はい。問題ないと思います。

（会長）

ありがとうございます。

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号２番について、これより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

（吉岡委員）

すいません。ちょっと確認したいんですけども。

前回の農業委員会の前の合同研修会の資料見させてもらったんですけどね。

確かに第２の４、遊休農地で農地に該当しないと判断されるものとあるんですけど、これ、第２の５、すでに農地以外の土地となっていることが明確であるものの中で、非農地化後２０年以上経過していることが必須条件になっているんですけども、これ４と５の判断区分の違いってこれ何なんでしょうか。

（会長）

はい。事務局。

（事務局）

はい。５についてはその建物が建っている、植林をしている等々で、２０年を経過してっていうことなんですけれど、４につきましては今、利用状況調査等で、遊休農地が再生利用困難な農地等々判断をしていただいている部分があるかと思うんですけど、この農地につきましても、植林という大きな木っていうのは、防風林等々も含めてっていうところも若干あったと思うんですけど、農地として管理しようとしたけれど、手が回らなくなって高齢になってっていうことで、再生困難な農地になった場合には、４の方に該当いたしますので、今回、事務局としては、第４に該当するということで、ご説明をさせていただきました。

（吉岡委員）

わかりました。

（会長）

いいでしょうか。他にないでしょうか。いいでしょうか。

はい。なしとの意見がございますので、取りまとめたいと思います。

それでは番号２番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号３番について、事務局の説明の後、石田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 3 番の説明をいたします。

申請地の調査は 8 月 21 日に担当区の石田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字片神浦の 3 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地のうち、1 番目と 3 番目の 2 筆は、昭和 41 年 6 月に住宅敷地として農地法 5 条の許可終えており、昭和 43 年ごろに住宅を建築いたしました。

2 番目の 26 m²の土地は農地法の許可を得ておりませんが、住宅と塀の間の土地で庭敷用地として利用されております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しております。

よって、本申請地は非農地証明書発行基準要領第 2 の 2 の、転用許可を受け目的どおり転用され、非農地化した土地及び非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、石田推進委員、お願いいたします。

(石田推進委員)

はい。特に問題ないと思いました。

以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号 3 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 4 番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 4 番の説明をいたします。

申請地の調査は 8 月 18 日に担当区の一瀬推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字大坂本の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 9 年 10 月に、農地法第 5 条の許可を得て駐車場用地に転用し利用しておりました。

転用後地目変更は行っておらず、今回相続登記をするにあたり、地目変更をするための非農地証明願です。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、転用許可後、化学工場の駐車場用地として利用していましたが、平成 26 年に契約解除し、現在は利用されておられません。

農地転用許可を受け、目的どおりに転用され、非農地化した土地にあたります。

よって非農地証明書発行基準要領第 2 の 2 の土地に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、一瀬推進委員お願いいたします。

(一瀬推進委員)

はい。問題ないというふうに書いたんですけども、これが農地じゃないと思う人はいますか。

これが農地じゃないとなるとほとんどの、草がちょっと生えてるところが全部非農地になっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですけども。

何でこうなっちゃってるのかなって思うんだけど、事後処理での連続ですから。どうしてもない状態でも非農地してくださいということになってるようなんですけども。

非常にどうしていいのか私はわかりません。

農業委員さんにお任せします。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。ここ、数ヶ月、法務局等の取り扱いの厳しさとかいろいろあると思うんですけど、通常もう、5 条、或いは 4 条で転用許可を得たものについては、許可済み証明を発行することによって、地目変更を行ってきております。

ただ、最近は、もう農業委員会が非農地である、そこをもう原状復帰までしなさいというような命令を下すのかとかいうようなところもあってですね、必ず農業委員会の方に非農地証明の証明書を発行するような形の指導が来ておりまして、今回のものについても本来、駐車場で扱っていたときに、地目変更を本来すべきところを、地目変更までしてないということで、前回も同じようなケースが、もうちょっとこう鬱蒼としてたところもあったと思うんですけど、県に、見解を聞いたときに、取り消しとかをするわけではなく、もう完了したとみなして、非農地証明を発行ができるというような判断で、今回も同様の申請を受け付けたところですよ。

(会長)

はい。ありがとうございます。

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないでしょうか。はい。いいでしょうか。

なしとの意見もございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する4件の審議を終わります。

続きまして、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に移りたいと思います。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いいたします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画(案)に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和8年11月1日開始分の42件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目田、8筆、7,810平米。

契約期間6年のもの、契約更新で登記地目田、34筆、26,688平米。

以上合計42筆、面積が34,498平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま、農政課より農地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。矢野委員。

(矢野委員)

2番の矢野です。

矢野さん大変すみません。私もちょっと悪いんですけど、宇目町でこういうことが起こりました。

ここを通して借りてる人が余りにもやり方が悪いというか、ほとんど手を入れなくて、まわりんしとかに、水路、それから草、これについて大変迷惑がかかってるということでうちの方に来まして、農業委員何とかしてくれということで。

志賀委員も居りますけど、自分もそこに貸してるんですけど、自分はもう自分で切りました。

自分のは切ったんですけど、そういうことで大変周りの方が困っております。

だから私が言ったのは、お宅が悪いとかじゃないんですけど、こっちに来る前に、もうこれは佐伯のどこがしよるかって言ったら、農政課に、来ると思うんですわ。

その前に、契約する場合、こういうことしちゃいけないよとかいうのがあれば、早急にお名前も、相手は〇〇です。

〇〇ですからまたまた頭が痛いし、それじゃ、申し訳ない。

〇〇が借りてる、契約してる田んぼもわかったら後からすべて教えてください。

私も少しでも現地に入ります。

それで一応見てから、どんぐらいひどいかというのは、聞いておりますので。

とにかく水路は全然あたらんから、他の人は被害者というか、水はやりっ放す、田んぼの草は全然切ってないと。

自分も切ったときは、先月だったかな、腰より高くてもうそら酷いもんです。

草じゃねえか、刈干ぐらいの。

そういうことですので、何かお知恵があれば、かしていただきたいし、これする前に、田を作っていいよって契約する前に、これは駄目よ、ちゃんと管理しなさいよというような指摘等はされてるんでしょうか。

その点、別にお宅は悪くないんですけど、よろしくお願いします。

(会長)

はい、農政課。

(農政課)

中間管理機構で借り受けをしている農地につきましては、地権者と耕作者でお互いに耕作するっていう条件等がまとまった農地をお預かりしてます。

実際耕作してないとかということがあればですね、中間管理機構の方から、きちっとした耕作をするように指導することもできるんですが、今言われたとおりも、もしお互いに契約を解除するっていうことで合意できたら、契約を解除することも可能です。

今言われてた契約の一覧につきましては、うちのが出せるかと思えますんで、あとで、書類を出すようにいたします。

(会長)

矢野委員。

(矢野委員)

どうもすいませんお願いします。確認します。

今、私とあなたが契約してると。これは状況によっては変えることができるわけですね。

要するに、もう、1人の方は、この水路の管轄は俺が作るし、向こうに言いに行く。そうせんとどうにもならんて。加害者と被害者みたいな立場になってるんですよ。

こっちももうこれ以上大きくされると大変困るんで。

また〇〇の作ってた田、広いんで大変地域の方が困っております。

このまま放置してもいかんし、だから一応どなたが悪いというわけじゃない。

〇〇が一番悪いんですけどね。いやそれを本人が理解してないんですよ。

それは困るんです。忙しいからと。

それじゃ困るわけで、何かありましたら相手の方にそういうことなら、おたくの方に来て、土地を入れ替えるとか他の人に変わることはできるんですね。

それは帰って伝えます。いいですか。

はい。そういうことです。すいません。

ご迷惑おかけします。

(会長)

という、矢野委員の要望でございます。よろしくお願いいたします。

ほかはないでしょうか。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは、閉会の言葉を副会長お願いいたします。

(副会長)

お疲れ様です。

令和８年度第９回佐伯市農業委員会をこれで終了いたします。

どうもお疲れ様でした。

(15 時 01 分閉会)